

学童保育所の管理に関する基本協定書

八王子市（以下「甲」という。）と社会福祉法人八王子市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、次のとおり、八木町学童保育所外 33 箇所（60 クラブ）（以下「学童保育所」という。）の管理について八王子市学童保育所条例施行規則（昭和 46 年八王子市規則第 36 号。以下「規則」という。）第 12 条の規定により基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 244 条の 2 第 3 項及び八王子市学童保育所条例（平成 46 年八王子市条例第 7 号。以下「条例」という。）第 15 条及び第 16 条の規定に基づき指定管理者として指定された乙と甲が相互に協力し、学童保育所を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（公共性の理念の尊重）

第2条 乙は、学童保育所の設置目的及び管理運営方針に基づき公の施設としての公共性、公平性を尊重し、学童保育所の管理運営を行うものとする。

（管理責任者）

第3条 乙は、あらかじめ当該学童保育所の管理責任者を選任し、甲に届け出なければならない。
2 乙は、管理責任者を変更する場合は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（管理施設）

第4条 管理運営業務の対象となる施設（以下「管理施設」という。）の内容は、別表 1 のとおりとする。
2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理施設を管理運営しなければならない。

（協定期間）

第5条 本協定の期間は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

（指定管理料）

第6条 甲は学童保育所の管理業務に係る経費（以下「指定管理料」という。）を乙に対して支払う。
2 甲が乙に対して支払う協定期間中の初年度及び次年度以降の債務負担行為に係る指定管理料の総額は、5,188,457,660 円（消費税は第二種社会福祉事業につき非課税）を上限とし、各年度の指定管理料は、別紙に定める金額を上限額として別途年度協定で定めるものとする。

（年度協定）

第7条 本協定に定めるもののほか、各事業年度において必要な事項については、別に年度協定を

締結する。

(年度事業計画書)

第8条 乙は、管理運営業務の実施にあたっては、条例の規定により甲に提出した事業計画書に基づき、次に掲げる事項について年度事業計画書を作成し、事業年度開始前に甲に提出しなければならない。

- (1) 事業計画
- (2) 人員配置計画
- (3) 収支計画
- (4) その他甲が必要と認める計画（事業継続計画（BCP）など）

2 乙は、事業計画書及び年度事業計画書を変更しようとするときは甲と協議し、その承認を受けなければならない。

(法令等の遵守)

第9条 乙は、管理運営業務の実施にあたっては、条例、規則及び関係法令の定めに従うか、本協定、年度協定、八王子市立学童保育所指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）、八王子市立学童保育所業務仕様書（以下「仕様書」という。）、事業計画書及び年度事業計画書並びに甲が必要に応じて指示する事項を遵守しなければならない。

2 本協定、年度協定、募集要項、仕様書、事業計画書及び年度事業計画書の規定の間に矛盾若しくは齟齬がある場合、本協定、年度協定、募集要項、仕様書、事業計画書、年度事業計画書の順に、その解釈が優先するものとする。

3 前項に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙が協議して定めるものとする。

(管理運営業務の範囲)

第10条 管理施設の管理運営業務（以下「本業務」という）の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 条例第3条第1号の規定による学童の保護に関すること。
- (2) 条例第3条第2号の規定による学童に社会性を身につけさせる指導に関すること。
- (3) 条例第3条第3号の規定による学童の健全育成のために必要な事業に関すること。
- (4) 前各号に付随する次に掲げる業務
 - ア. 学童保育運営に関する物品等の購入事務業務
 - イ. 学童保育運営に関する行事等の企画・実施業務
 - ウ. 学童保育所の日常活動の記録及び報告
 - エ. 施設、付帯設備及び物品（以下「施設等」という。）の保守及び維持管理並び施設等の修繕に関する業務。ただし、甲が加入する建物保険が適用となる修繕及び大規模な修繕を除く。
 - オ. その他学童保育所の日常管理に関すること。
- (5) 消防法第8条に定める防火管理者の業務に関すること。

(施設の安全対策)

第11条 乙は、本施設、設備及び物品の保全に関する業務、防災業務の遂行に万全を図らなければならない。

2 乙は、本業務の執行中に利用者の安全の確保に支障となる事項があると認めた場合には、直ちに甲へ報告し、協議を行うとともに、適切な対策を講じなければならない。

(甲による備品等の貸与)

第12条 本協定でいう備品は、八王子市物品管理規則第5条及び備品分類表に規定するものとする。

2 甲は、本業務の用に供するために購入した備品を無償で乙に貸与する。

3 甲は前項に規定する備品のほか追加で貸与するときは、書面で乙に通知することとする。

(備品の帰属及び管理等)

第13条 備品の帰属については、以下のとおりとする。

(1) 甲が乙に無償で貸与した備品は甲に帰属するものとする。

(2) 下記の財源で購入した備品は甲に帰属するものとする。

ア. 条例第12条2項の規定により乙が定めた利用料金

イ. 年度協定に基づき、甲が支払う本業務に係る経費

ウ. 本業務に係る経費を保管中に生じた利子収入

(3) 乙が甲に対して寄付した備品は甲に帰属するものとする。

(4) 乙の独自の財源で購入した備品は乙に帰属するものとする。

(5) 乙に対して寄付された備品は乙に帰属するものとする。

2 乙は、第1項に定める備品については、直ちに書面により甲へ報告し、台帳を整備して適正に管理するものとする。

3 乙は、甲が支払う対価によって乙が購入した備品については、原則として、本業務実施のために供するものとする。

4 乙は、備品について、亡失、重大な損傷その他事故があったときは、甲へ報告しなければならない。

5 乙の財源により購入した備品を、甲と乙の協議に基づき指定期間終了後に施設に置いていく場合は、甲への寄付として扱う。その寄付については表彰の対象としない。

(乙による備品等の購入等)

第14条 備品等が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合は、乙は、甲が支払う対価によって当該備品等を購入又は調達するものとする。

2 第12条及び第13条並びに第1項に定めるもののほか、乙は自己の費用で任意に購入又は調達した備品等を本業務の用に供することができるものとする。ただし、本備品等を本業務の用に供する場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

3 乙は、第26条に規定する財源によって備品(購入価格が税込単価5万円以上のものをいう。以下同じ。)を購入する場合、あらかじめ甲と協議するものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第15条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(第三者による実施)

第16条 乙は、本業務を自ら行うものとし、第三者に一括して本業務を委託してはならない。ただし、次に掲げる各号の業務については、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

- (1) 施設及び付帯設備の清掃
- (2) 消防設備、電気設備等の保守点検
- (3) 施設の警備
- (4) 付帯設備の保守点検
- (5) 管理業務を実施する上で発生する廃棄物の処理
- (6) 従業員の健康管理業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に専門性を要する業務

2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が実施させる第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、乙が負担するものとする。

3 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、八王子市内の企業、業者を優先して発注することに配慮するものとする。

(事業報告等)

第17条 乙は、自治法第244条の2第7項の規定による事業報告書を、事業年度終了後60日以内に甲に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 日常及び各行事の活動状況
- (2) 毎日の利用者数及び月ごとの集計
- (3) 利用料金収入の実績
- (4) 本業務に係る経費等の収支状況
- (5) 情報公開及び個人情報保護対策の状況
- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲が指示する事項

3 乙は、甲が自治法第244条の2第11項の規定に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

4 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(関係書類の保存)

第18条 乙は、本業務に関する文書等をその文書等が完結した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して原則として5年間保存しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲から特別に指示ある場合は、乙は、その指示に従って文書等を保管しなければならない。

(帳簿類等の提出要求)

第19条 甲は、監査委員等が甲の事務を監査するために必要があると認める場合には、乙に対して帳簿書類その他の記録の提出及び当該監査への関係者の出席を求めることができる。

(相談及び苦情に対する対応)

第20条 乙は、利用者等からの相談及び苦情に対応する体制を整えなければならない。また、相談及び苦情は速やかに甲に報告しなければならない。

(モニタリング)

第21条 乙は、当該施設に関して甲が実施するモニタリングにおいて、『八王子市指定管理者制度モニタリングガイドライン』に従うこととする。

- 2 甲は、モニタリングの結果を公表する。
- 3 甲は、モニタリングの結果に基づき、仕様書又は事業計画書等の見直しについて、乙に協議を申し出ることができるものとする。

(調査・指示等)

第22条 甲は、乙の本業務の実施状況について、随時に調査し、必要な報告又は資料等の提出を求め、本業務に関して指示を与えることができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定による調査、報告及び資料等の提出を拒むことができない。

(業務の改善指導)

第23条 前条による調査の結果、乙による本業務の実施が本協定等で甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を指導するものとする。

- 2 乙は、前項に定める改善指導を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(甲による指定の取消等)

第24条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取消又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 乙が本協定に違反したとき
- (2) 乙が自治法第244条の2第10項の規定による甲の指示に従わなかったとき
- (3) 乙が本業務を継続することが不相当であると甲が認めたとき
- (4) 乙が本協定を履行することができないと甲が認めたとき
- (5) 条例の廃止等により指定をする必要がなくなったとき
- (6) 乙及び乙の構成団体又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体であ

ることが明らかとなったとき

- 2 乙は、前項の規定により指定が取り消されたときは、速やかに管理施設等を甲に明け渡し、又は返還しなければならない。
- 3 第1項の規定により指定を取消又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(本業務の実施に係る会計処理)

第25条 乙は、本業務の実施に係る収入及び支出を適切に管理することを目的として、本業務に係る固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

- 2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(本業務に係る財源)

第26条 本業務に係る経費に充当する財源は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 年度協定に基づき、甲が支払う本業務に係る経費
- (2) 本業務に係る経費を保管中に生じた利子収入
- (3) 条例の規定により乙が定めた延長保育に関する利用料金
- (4) 甲が承認した行事等に関する実費相当額

(利用料金)

第27条 乙は、学童保育所の延長保育の利用者が納付する利用料金を乙の収入とする。

- 2 利用料金は、乙が、条例別表第3に規定する利用料金の上限額の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承諾を受けるものとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。

(損害賠償等)

第28条 乙は、本業務の実施について、自己の責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、自己の責に帰すべき理由により指定管理者の指定が取り消された場合において甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 損害賠償額は、甲と乙が協議の上定める。

(保険)

第29条 本業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

- (1) 建物損害保険
 - (2) 甲が所有する施設の瑕疵に起因する事故等の賠償保険
- 2 本業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりである。
 - (1) 賠償責任保険
 - (2) 傷害保険

(業務の引継ぎ等)

第30条 乙は、第5条に定める協定期間が終了したとき、及び第24条の規定により指定を取り消されたときは、学童保育所の管理運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者等に対して業務の引継ぎを最大限の努力をもって行うものとする。

2 業務の引継ぎ等の方法及び日時等については、甲と乙が協議の上決定する。

(備品等の引継ぎ)

第31条 乙は、第5条に定める協定期間が終了したとき、及び第24条の規定により指定を取り消されたときは、備品等の引継ぎについて、後任の指定管理者等に引継がなければならない。

2 前項の場合において、乙は、乙備品を自己の費用及び責任において撤去するものとする。ただし、甲及び乙の協議により乙備品の全部又は一部を後任の指定管理者等に対して引継ぐことができるものとする。

(管理施設の原状復帰等)

第32条 乙は、第5条に定める協定期間が終了したとき、及び第24条の規定により指定を取り消されたときは、自己の負担において、指定開始日を基準として管理施設を原状に復さなければならない。ただし、甲が管理施設を原状に復させることが適当でないと認めた場合は、この限りでない。

2 乙は、管理施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ甲と協議し、甲の承諾を得なければならない。

(地域との連携及び協働)

第33条 乙は、本業務の実施にあたり、地域住民との連携及び協働を図り、地域の実情に即した事業運営に努めなければならない。

(環境対策)

第34条 乙は、本業務の実施にあたり、省エネルギー、省資源、ごみ減量化・リサイクル、グリーン調達において『八王子市環境マネジメントシステム(LA S-E)』及び『環境にやさしい八王子市役所エコアクションプラン』に従って取組むものとする。

2 本協定の履行にあたってディーゼル車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、乙は適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、甲に速やかに提示又は提出すること。

(緊急時の対応)

第35条 第5条に定める協定期間中、本業務の実施に関連して事故等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(労働安全等)

第36条 乙は、労働関係法規、特に労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）や雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）、その他関連法令に従って、管理施設において就労する職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を推進するほか、労働災害の発生を防止するものとする。

(個人情報保護)

第37条 乙は、本協定による本業務を実施するために個人情報を取り扱う場合は、次のとおり個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日号外法律第57号）、八王子市個人情報保護条例（平成16年八王子市条例第33号）及びその他の関係法規等を遵守するものとする。

(1) 秘密等の保持

乙は、本協定の履行に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

また、乙は、事業従事者から個人情報保護に関する誓約書を徴し、本協定締結後、速やかに甲に提出しなければならない。

(2) 第三者への委託の禁止又は制限

乙は、個人情報を取り扱う事務の処理は自ら行うものとする。ただし、第16条第1項により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(3) 目的以外の利用等の禁止

乙は、本協定による事務を処理するため甲から貸与され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を本協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(4) 複写又は複製の禁止

乙は、本協定による事務を処理するため甲から貸与され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲の承諾なく複写又は複製してはならない。

(5) 作業場所の特定

乙は、甲が指定した場所で作業を行うものとし、指定した場所以外へ個人情報を持ち出す場合には、事前に書面で甲の承諾を受けなければならない。

(6) 返還義務等

乙は、本協定による事務を処理するため甲から貸与され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を本業務完了後、速やかに甲に返還しなければならない。ただし、管理の必要上、甲が別に指示したときは、本業務期間中であっても上記資料等を乙は甲に提出しなければならない。

(7) 事故報告義務

乙は、本協定による事務を処理するため甲から貸与され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等の内容を漏えい、き損又は滅失した場合は、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 前項の規定に基づき、乙は、個人情報保護の規程の整備に努めなければならない。
- 3 個人情報の保護については、協定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても遵守するものとする。
- 4 乙は、八王子市個人情報保護条例第 46 条に基づき個人情報の保護に関し、実施機関に準じた措置を講ずるよう努め、乙が実施している個人情報保護措置について市に報告をしなければならない。

(情報公開)

第38条 乙は、本業務を行うにあたって、前条に規定する個人情報に関するものを除き、保有する情報の公開を図らなければならない。

(情報提供)

- 第39条 協定書、モニタリングの実施結果、指定管理者の選考における事業提案及び評価結果の概要等について、甲は原則として広く情報提供を行う。(個人情報及び法人に係る事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるものなど、非公開とするものを除く。)
- 2 指定管理者選考及び指定管理者業務に関して乙から提出された書類について、八王子市情報公開条例に基づき公開請求があった場合は、甲は条例に定める非公開情報を除き公開する。

(資料等の閲覧)

第40条 甲は、乙が市に報告する事業計画書、事業報告書(収支報告書)、月例報告書(個人情報及び法人に係る事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるものなど、非開示とするものを除く)については、原則として情報提供を行うものとする。

(災害応急活動等)

第41条 乙は、災害時において、甲が「八王子市地域防災計画」に基づき行う災害応急活動等に協力するものとする。

【協力業務の例】

- ア. 甲が行う救助・救急活動の実施、協力に関する事項
 - イ. 利用者の避難誘導等安全確保に関すること
 - ウ. 災害時要請援護者に対する支援に関すること
 - エ. 全各号に掲げるもののほか、甲が協力申請をした事項
- 2 甲の要請に基づき、協力業務を乙が実施した場合、甲が必要と認めた費用は、甲が負担するものとする。乙は、協議業務終了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

(災害応急活動における要請手続)

第42条 甲は、乙に対し前条に定める協力を要請するときは、日時、場所及び協力内容を明記した文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭または電話等の方法により協力を要請し、後日文書をもって処理するものとする。

2 乙は、甲から前条の協力要請を受けたときは、特別な理由がない限り直ちに必要な業務を実施するものとする。

3 乙は、災害の事態が急迫し、甲からの協力要請を待つことができないときは、協力内容に基づく応急活動等に着手し、その状況を直ちに甲に報告し、その後の処理について、甲の指示を受けるものとする。後の処理について、甲の指示を受けるものとする。

(災害応急活動等に係る費用負担)

第43条 甲の要請に基づき、協力業務を乙が実施した場合、甲が必要と認めた費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、協力業務終了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

(信義誠実の原則)

第44条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

(疑義等についての協議)

第45条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙が協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年4月1日

甲（八王子市）

所在地 八王子市元本郷町三丁目24番1号

名称 八王子市

代表者 八王子市長 黒 須 隆 一 印

乙（指定管理者）

所在地 八王子市元本郷町三丁目24番1号

名称 社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会

代表者 会長 室 岡 喜 代 二 印

別表1 管理施設一覧

クラブの名称	保育の実施場所	所在地
八木町学童保育所第一クラブ	八木町学童保育所	八王子市八木町7番1号
八木町学童保育所第二クラブ		
千人町学童保育所第一クラブ	千人町学童保育所	八王子市千人町三丁目7番7号
千人町学童保育所第二クラブ		
寺町学童保育所第一クラブ	寺町学童保育所	八王子市寺町29番地15
寺町学童保育所第二クラブ		
台町学童保育所第一クラブ	台町学童保育所	八王子市台町四丁目2番1号
台町学童保育所第二クラブ		
中野学童保育所	中野学童保育所	八王子市中野山王三丁目6番27号
清水小学童保育所第一クラブ	清水小学童保育所	八王子市中野山王三丁目25番1号
清水小学童保育所第二クラブ		
第十小学童保育所第一クラブ	第十小学童保育所	八王子市大和田町七丁目5番1号
第十小学童保育所第二クラブ		
浅川学童保育所第一クラブ	浅川学童保育所	八王子市初沢町1323番地
浅川学童保育所第二クラブ		
下柚木学童保育所第一クラブ	下柚木学童保育所	八王子市下柚木三丁目4番地
下柚木学童保育所第二クラブ		
由木学童保育所第一クラブ	由木学童保育所	八王子市越野692番地1
由木学童保育所第二クラブ		
松が谷学童保育所	松が谷学童保育所	八王子市松が谷13番地
南大沢学童保育所第一クラブ	南大沢学童保育所	八王子市南大沢三丁目8番地
南大沢学童保育所第二クラブ		
南大沢西学童保育所	南大沢西学童保育所	八王子市南大沢四丁目18番地
宮上学童保育所	宮上学童保育所	八王子市南大沢五丁目20番地
まつぎ学童保育所第一クラブ	まつぎ学童保育所	八王子市別所一丁目29番地
まつぎ学童保育所第二クラブ		

長池学童保育所第一クラブ	長池学童保育所	八王子市別所一丁目45番地 3
長池学童保育所第二クラブ		八王子市別所一丁目55番地
秋葉台学童保育所第一クラブ	秋葉台学童保育所	八王子市別所二丁目12番地
秋葉台学童保育所第二クラブ		八王子市別所二丁目5番地
別所学童保育所	別所学童保育所	八王子市別所二丁目42番地
長房学童保育所	長房学童保育所	八王子市長房町341番地
船田小学童保育所第一クラブ	船田小学童保育所	八王子市長房町1041番地 2
船田小学童保育所第二クラブ		
館ヶ丘学童保育所	館ヶ丘学童保育所	八王子市館町1097番地57
寺田学童保育所第一クラブ	寺田学童保育所	八王子市寺田町432番地
寺田学童保育所第二クラブ		八王子市寺田町405番地 5
元八王子学童保育所第一クラブ	元八王子学童保育所	八王子市式分方町761番地
元八王子学童保育所第二クラブ		
上壱分方学童保育所第一クラブ	上壱分方学童保育所	八王子市上壱分方町799番地 2
上壱分方学童保育所第二クラブ		
川口学童保育所第一クラブ	川口学童保育所	八王子市川口町3974番地
川口学童保育所第二クラブ		
加住小学童保育所	加住小学童保育所	八王子市加住町一丁目170番地 2
由井学童保育所第一クラブ	由井学童保育所	八王子市小比企町1201番地
由井学童保育所第二クラブ		
片倉台学童保育所	片倉台学童保育所	八王子市片倉町1318番地
七国小学童保育所第一クラブ	七国小学童保育所	八王子市七国六丁目42番 1 号
七国小学童保育所第二クラブ		
北野学童保育所第一クラブ	北野学童保育所	八王子市打越町348番地 1
北野学童保育所第二クラブ		
高嶺小学童保育所第一クラブ	高嶺小学童保育所	八王子市北野台四丁目21番 1 号
高嶺小学童保育所第二クラブ		
石川学童保育所第一クラブ	石川学童保育所	八王子市石川町1920番地
石川学童保育所第二クラブ		

久保山学童保育所第一クラブ	久保山学童保育所	八王子市久保山町一丁目20番地6
久保山学童保育所第二クラブ		八王子市久保山町二丁目18番地
久保山学童保育所第三クラブ		
南大谷学童保育所第一クラブ	南大谷学童保育所	八王子市大谷町46番地
南大谷学童保育所第二クラブ		

各年度の指定管理料（単位：円）

年度	H23	H24	H25	H26	H27
指定管理料	1,008,539,809	1,021,709,644	1,038,036,885	1,053,434,617	1,066,736,705

※各年度の金額は、上限額とする。